市町村地域福祉計画策定状況等の調査結果概要 (平成31年4月1日時点)

【市町村地域福祉計画の策定状況】

- 全1,741市町村(東京都特別区を含む、以下同じ)については、市町村地域福祉計画を「策定済み」が1,364市町村(78.3%)となり、前回調査と比較して48市町村(2.7ポイント)増加している。(*P4*)
- 市区部・町村部別の策定状況を見ると、市区部では「策定済み」が9 1. 9%であるのに対し、町村 部では6 6. 4%にとどまっている。(*P 4*)
- 〇 人口規模の大きな市町村ほど策定率が高い傾向にあり、100万人以上の自治体では策定率 100%を達成しており、5万人以上の自治体では策定率90%を超えている。(P5)
- 「策定未定」の253市町村のうち、未策定の理由は、「計画策定に係る人材やノウハウ等が不足している」が最も多く189市町村(74.7%)となっており、必要な支援策として209市町村(82.6%)が「既に策定した自治体のノウハウの提供」と回答している。(P16~P17)

【都道府県地域福祉支援計画の策定状況】

〇 全47都道府県については、都道府県地域福祉支援計画を策定済みが45都道府県(95.7%)であり、未策定の2県はいずれも「策定予定」(令和2年度が計画初年度)と回答している。(P25)

【地域福祉(支援)計画の記載内容、評価・改定状況等】

- 〇 計画策定済みの 1,364市町村の計画の策定内容について、地域福祉計画の策定ガイドラインで定めている項目のうち、法定上必要となる 4項目すべてを計画に位置付けている自治体は930市町村(68.2%)にとどまっている。 $(P6\sim P7)$
- 〇 計画策定済みの1,364市町村のうち、平成30年4月施行の改正社会福祉法により追加された、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」について、134市町村が計画への位置付けを行っておらず、そのうち66市町村(49.3%)は検討に着手している。(P7)
- 計画の期間については、1.020市町村(74.8%)が「5年間」となっている。(P13)
- 計画の内容の点検状況については、計画を定期的に点検しているのは787市町村(57.7%)となっている。そのうち508市町村(64.5%)が評価実施体制を構築(評価委員会等を設置)している。評価実施体制を構築している市町村のうち、約8割が年1回以上評価委員会を開催している。(P13~P14)
- 〇 地域福祉支援計画の策定ガイドラインで定めている項目のうち、法定上必要となる5項目すべてを 計画に位置付けているのは31都道府県(68.9%)となっている。(前回調査からは8都道府県 増加)(P26)

【市町村による包括的な支援体制の整備に関する記載状況】

- 市町村による包括的な支援体制の整備(社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業)について、850市町村(62.3%)が「実施している」または「実施予定」であり、このうち54.6%にあたる464市町村が当該事業(※)を全て計画に盛り込んでいる。(P10~P11)
 - (※) 社会福祉法第106条の3第1項1号~3号に掲げる事業
- 〇 都道府県地域福祉支援計画においては、市町村による包括的な支援体制の整備への支援に関する事項について、32都道府県(策定済み45都道府県の71.1%)が、いずれかの項目を記載している。(P29)

【都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況について】

- 〇 都道府県間における市町村地域福祉計画の策定率について、15都道府県(25.5%)が100% を達成している一方で50%前後にとどまっているところもあり、最大約2.1倍の差が生じている。(P34)
- 策定率 1 0 0 % を達成していない 3 2 都道府県のうち、3 1 都道府県(96.9%)が管内市町村へ「策定の働きかけを行った(または行う予定がある)」と回答している。(P 3 5 ~ P 3 6)

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査結果(平成31年4月1日時点)

- 1 策定状況
 - (1) 市区部・町村部別の策定状況
 - (2) 人口規模別の策定状況
- 2 内容
- 3 改定状況
- 4 地域福祉計画の期間及び進行管理
- 5 地域福祉活動計画との関係
- 6 策定未定の市町村の策定方針及び未策定の理由、策定のために必要な支援策
- 7 地域福祉計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況
- 8 自治体総合計画との関係について
- 9 成年後見制度利用促進、自殺対策に係る計画との関係について
- 10 その他関係する分野の計画との関係について

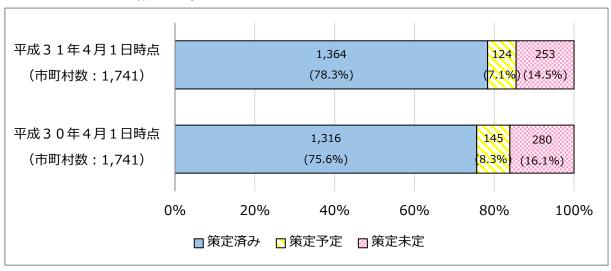
【調査の概要】

- 〇 調査対象 1,741市町村
- 〇 回答数 1,741市町村(回答率100%)
- 〇 調査時点 平成31年4月1日現在
 - ※ 割合は少数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない部分がある。

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査結果(平成31年4月1日時点)

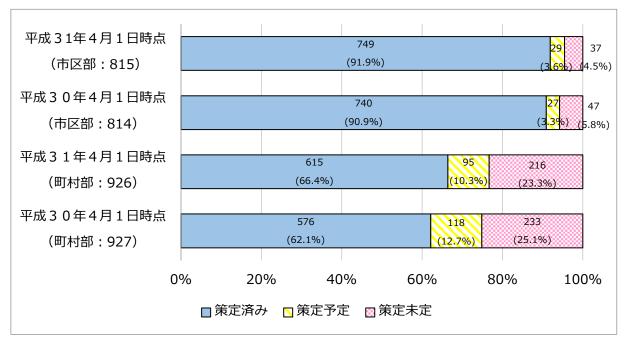
I-1 策定状況

〇 全 1, 7 4 1 市町村のうち、「策定済み」が 1, 3 6 4 市町村(7 8. 3%)となり、前回調査と比較して 2. 7 ポイント増加した。



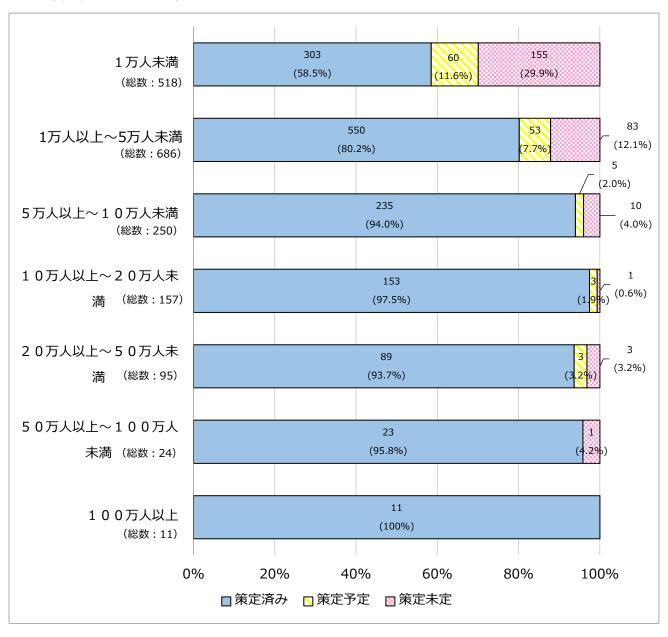
Ⅰ−1−(1) 市区部・町村部別の策定状況

- 「策定済み」と回答した市町村の割合は、前回調査と比較して市区部は1.0ポイント、町村部は4.3ポイント増加した。
- 策定率を比較すると、市区部(91.9%)と町村部(66.4%)の間には依然として25.5% の差が生じている。



I-1-(2) 人口規模の策定状況

- 人口規模の大きな市町村ほど策定率が高い傾向にある。
- 〇 「1万人未満」の市町村の策定率が6割程度であるのに対し、「5万人以上」の市町村は9割を超える策定率となっている。



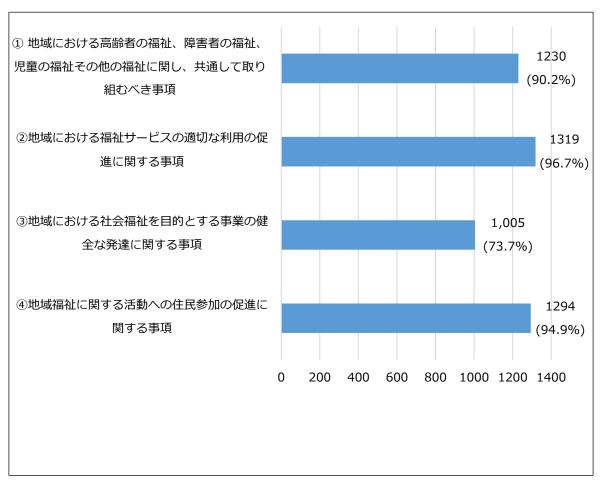
I-2 地域福祉計画の策定内容

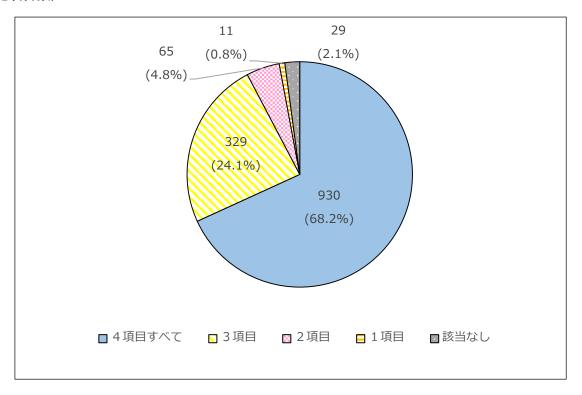
- 〇 地域福祉(支援)計画の策定ガイドラインで定めている項目のうち、「地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項」、「地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項」については、9割以上の市町村が計画に位置付けているものの、法定上必要となる4項目すべてを計画に位置付けている自治体は930市町村(68.2%)にとどまっている。
- 〇 平成30年4月に施行した改正社会福祉法において新しく規定された「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を位置付けていない 134市町村のうち、66市町村(49.3%)が検討に着手している。
- 社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業について、実施しているのは577市町村 (42.3%)、実施予定は273市町村(20.0%)となっており、このうち54.6%にあたる 464市町村が当該事業を全て計画に盛り込んでいる。

①地域福祉(支援)計画の策定ガイドラインで定めている項目について

〈項目別策定自治体数〉

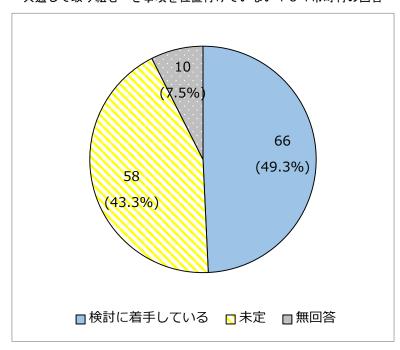
策定済み1,364市町村の回答





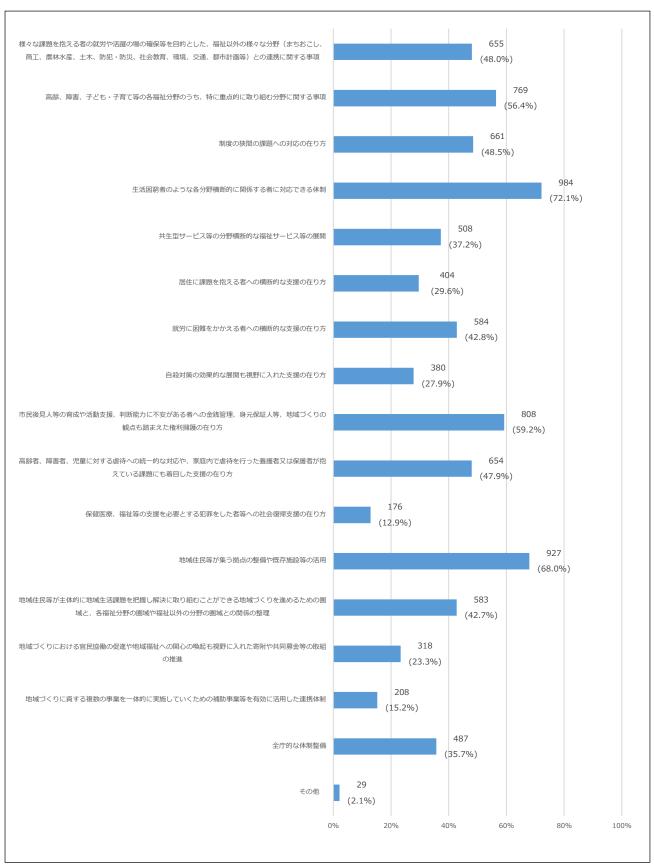
〈社会福祉法改正により追加された記載事項の追記に係る検討状況〉

地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、 共通して取り組むべき事項を位置付けていない134市町村の回答



〈内容詳細〉

ア. 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通してり組むべき 事項 策定済み1,364市町村の回答

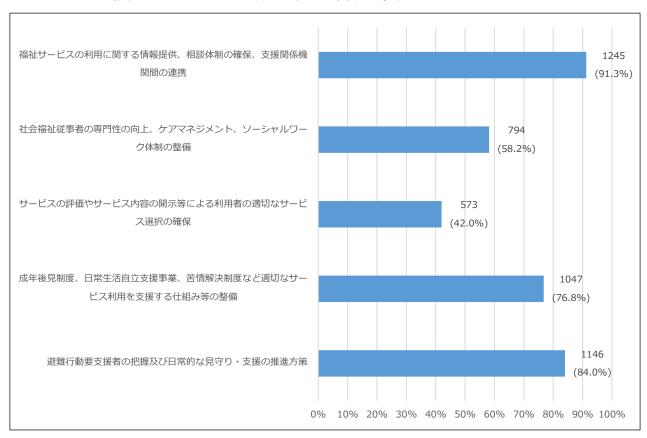


「その他」の主な回答

- 地域福祉を支える人材育成の仕組みづくりに関する事項
- 災害時の支援体制構築に関する事項
- LGBT や外国人への理解・参画
- 産学公民連携した取組の推進
- ボランティア活動の推進

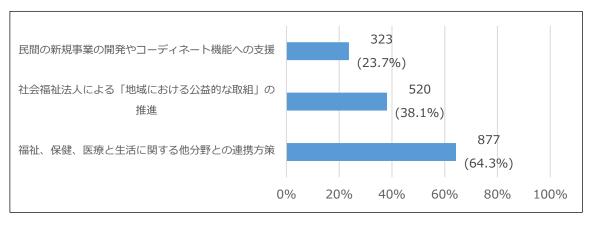
イ、地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

策定済み1,364市町村の回答

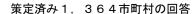


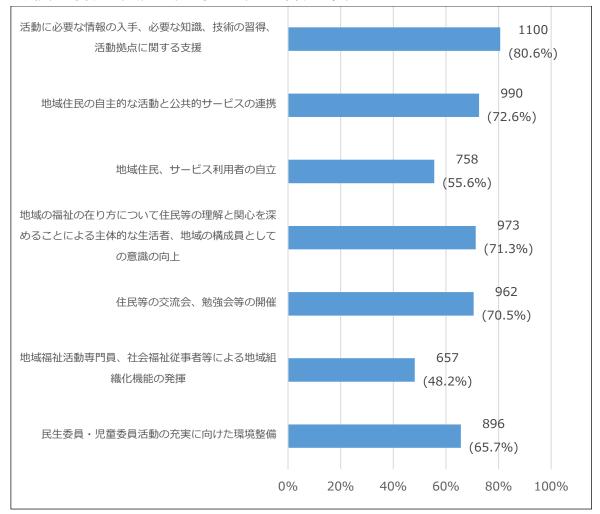
ウ. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

策定済み1,364市町村の回答



エ. 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

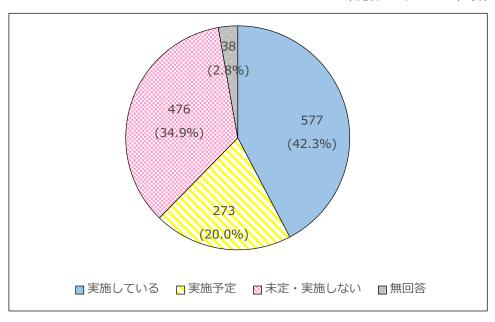




オ. 社会福祉法第106条の3 第1項各号に掲げる事業について

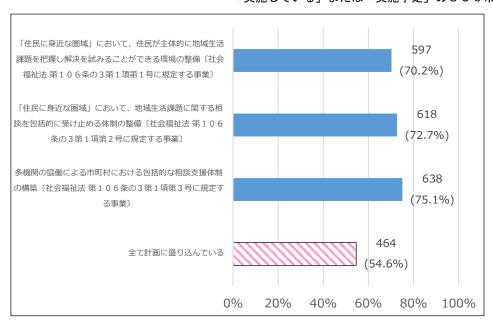
〈実施状況〉

策定済み1、364市町村の回答



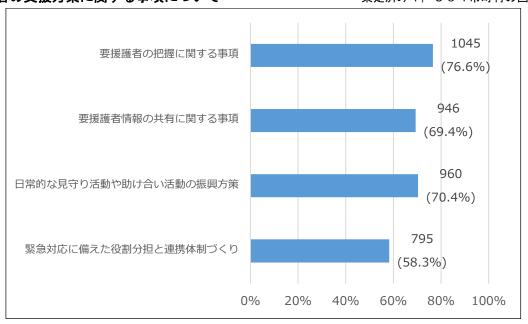
〈「実施している」または「実施予定」の場合の内容詳細〉

「実施している」または「実施予定」の850市町村の回答



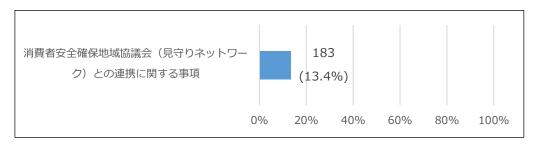
②要援護者の支援方策に関する事項について

策定済み1,364市町村の回答



③消費者安全確保地域協議会との連携に関する事項について

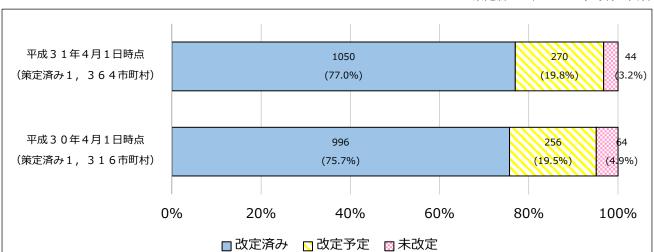
策定済み1,364市町村の回答



I − 3 市町村地域福祉計画の改定状況

(地域福祉計画に係る社会福祉法の規定が施行された平成15年4月以降の改定状況)

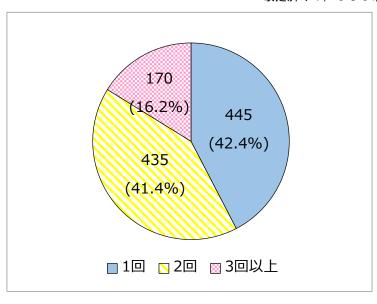
- 〇 「改定済み」の回答は1, 050市町村(77.0%)となり、前回調査と比較して1.3ポイント増加した。
- 〇 「改定済み」のうち改定回数については、445市町村(42.4%)が「1回」、435市町村(41.4%)が「2回」と回答している。



策定済み1,364市町村の回答

〈改定回数〉

改定済み1,050市町村の回答

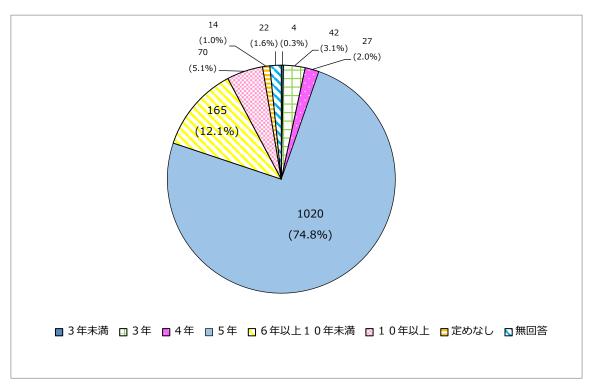


I-4 地域福祉計画の期間及び進行管理

- 計画の期間については1,020市町村(74.8%)が「5年間」となっている。
- 計画の内容を、定期的に点検しているのは787市町村(57.7%)となっている。そのうち 508市町村(64.5%)が評価実施体制を構築しており、そのうち約8割が年1回以上評価委員 会を開催している。

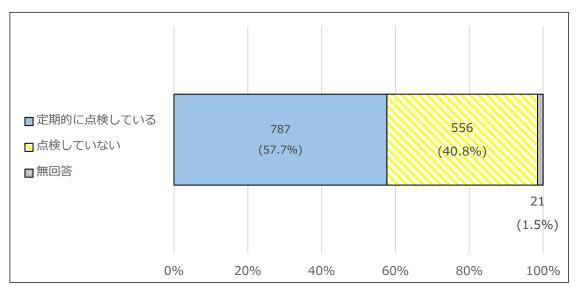
〈計画の期間〉

策定済み1,364市町村の回答



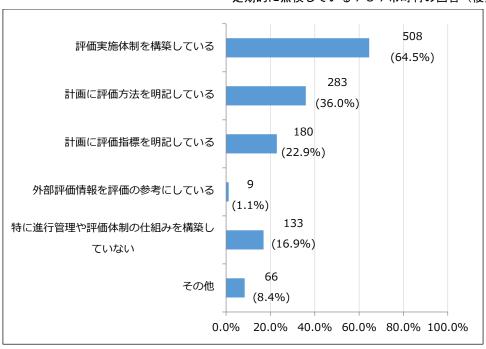
〈計画の点検状況〉

策定済み1,364市町村の回答



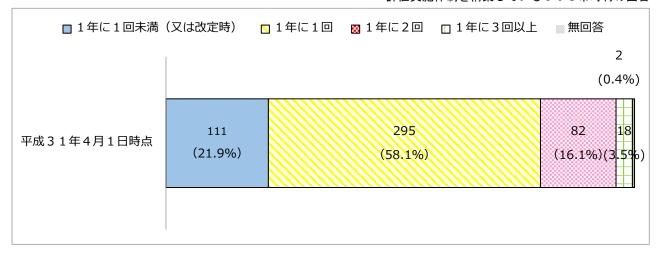
〈評価体制〉

定期的に点検している787市町村の回答(複数回答)



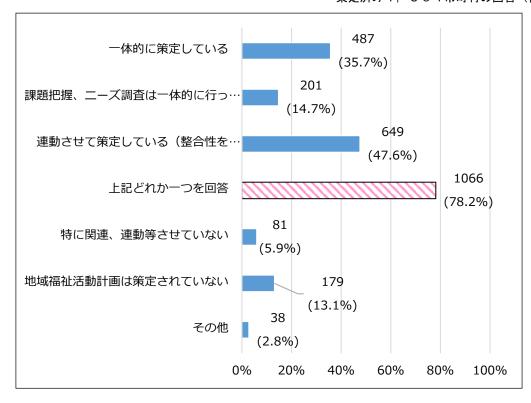
〈評価委員会の開催回数〉

評価実施体制を構築している508市町村の回答



I-5 地域福祉活動計画との関係

- 〇 地域福祉計画を策定している 1, 3 6 4 市町村のうち、1, 1 8 5 市町村で地域福祉活動計画を策定しており、「連動させて策定している」が 6 4 9 市町村 (4 7. 6%) と最も多くとなっている。
- 〇 「一体的に策定している」「課題は把握、二一ズ調査は一体的に行っている」「連動させて策定している(整合性を図っている)」のいずれか1つを回答したのは1,066市町村(78.2%)となっている。



策定済み1,364市町村の回答(複数回答)

「その他」の主な回答

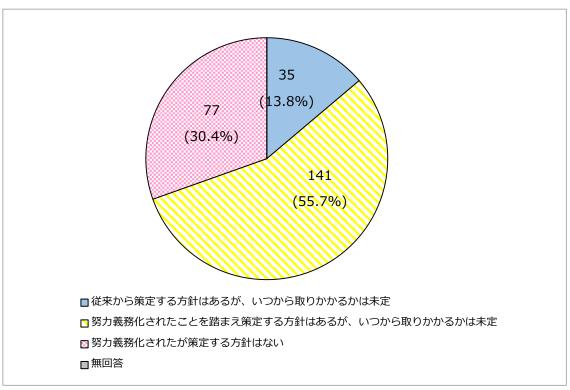
- 次回の改定時など、今後連動させていく予定である。
- 地域福祉活動計画の計画年度が過ぎている。
- 社会福祉協議会職員が策定委員として参加している。
- 双方の計画の会議に担当者が参加するなどして整合性をはかっている。
- 一部の内容について連動させている。
- 特に連携させていないが、計画年度を同時期に設定している。

I-6 策定未定の市町村の策定方針および未策定の理由、策定のために必要な支援策

- 〇 「策定未定」の253市町村(P4, I-1参照)のうち、141市町村(55.7%)が「努力義務化されたことを踏まえ策定する方針はあるが、いつから取りかかるかは未定」と回答している。
- 〇 未策定の理由は、「計画策定に係る人材やノウハウ等が不足している」が最も多く189市町村 (74.7%)となっており、必要な支援策として209市町村(82.6%)が「既に策定した自治体のノウハウの提供」と回答している。

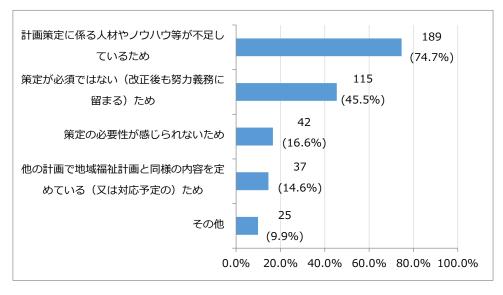
〈計画の策定方針〉

策定未定253市町村の回答



〈未策定の理由〉

策定未定253市町村の回答(複数回答)

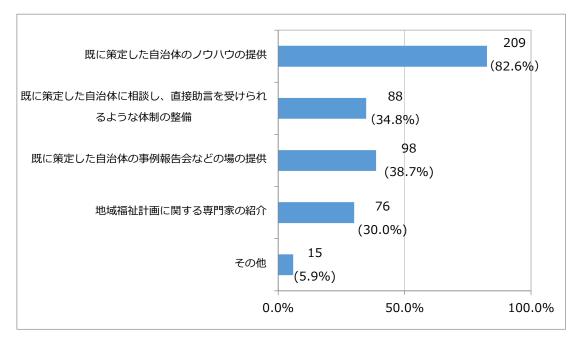


「その他」の主な回答

- 他の優先すべき業務があり、地域福祉計画の策定が義務づけられていない中(努力義務)、他の業務が優先であるため、人的・財政的な支援等がなければ困難。
- 策定に要するマンパワー不足。
- 策定の予算がつかない。
- 今後策定に向けた協議を行う予定(または検討中)。
- 震災後の状況が落ち着いたら策定について検討する予定。
- 多くの計画を策定することに時間を割かれ、策定はするものの事業展開まで至らない現 状があるため。

〈必要な支援策〉

策定未定253市町村の回答



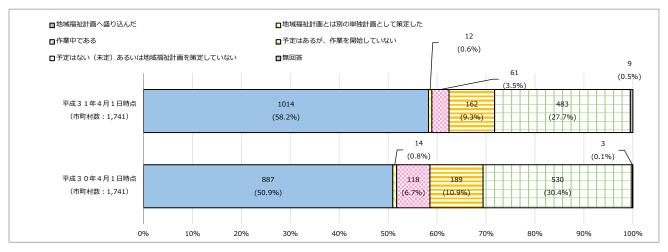
「その他」の主な回答

- 策定のための財政支援(人員配置、業務委託等)。
- 人的支援(計画策定の専門家の派遣)。
- 小規模自治体・離島自治体向けの情報提供。

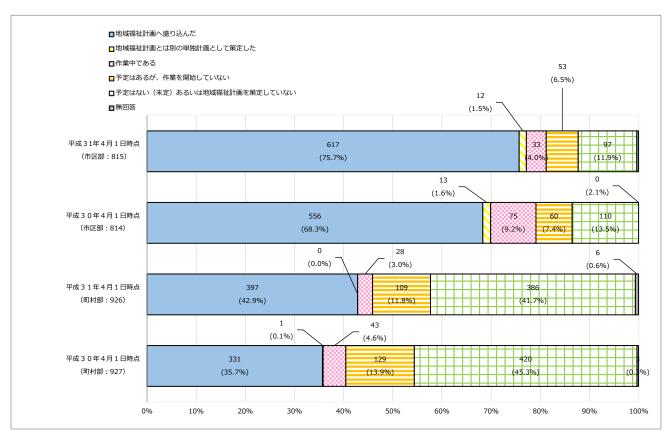
I-7 地域福祉計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況

- 全1,741市町村のうち、1,014市町村(58.2%)が生活困窮者自立支援方策を「地域福祉計画へ盛り込んだ」と回答しており、前回調査と比較して7.3ポイント増加した。
- 〇 「地域福祉計画と別の単独計画として策定した」12市町村(O.7%)、「作業中である」61市町村(3.5%)を合わせると62.4%となる。
- 〇 地域福祉計画の策定状況と同様に、生活困窮者自立支援方策の位置付けについても、市区部 (75.7%)と町村部(42.9%)の間で依然として32.8ポイントの差が生じている。

全国1,741市町村の回答



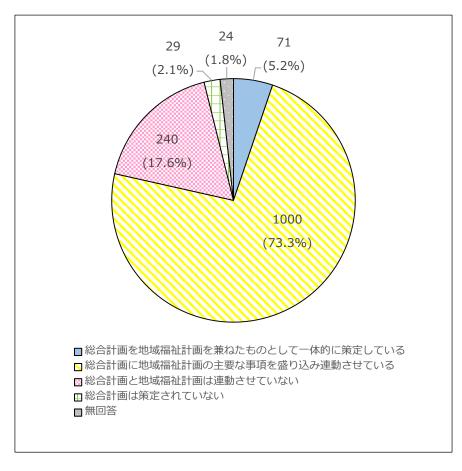
〈市区部・町村部別〉



I-8 自治体総合計画との関係について

〇 総合計画との関係については、策定済み1,364市町村のうち、71市町村(5.2%)が「総合計画を地域福祉計画を兼ねたものとして一体的に策定している」と回答し、1,000市町村(73.3%)が「地域福祉計画の主要な事項を盛り込み連動させている」と回答している。

策定済み1,364市町村の回答

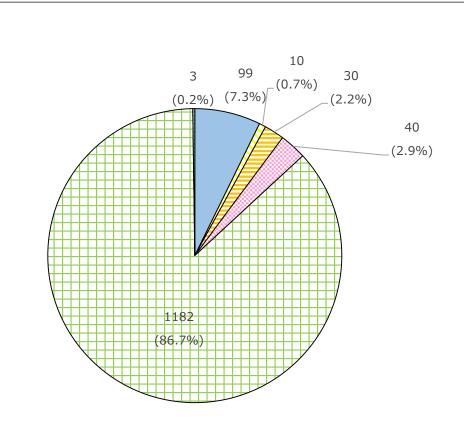


1-9 成年後見制度利用促進、自殺対策に係る計画との関係について

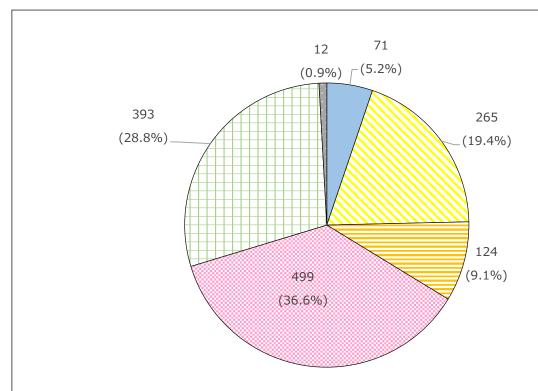
- 〇 成年後見制度利用促進計画との関係については、策定済み1,364市町村のうち、99市町村 (7.3%)が「一体的に策定している」と回答し、30市町村(2.2%)が「地域福祉計画を活用して策定した」と回答している。
- 〇 自殺対策計画との関係については、71市町村(5.2%)が「一体的に策定している」と回答し、124市町村(9.1%)が「地域福祉計画を活用して策定した」と回答している。

〈成年後見制度利用促進法による市町村計画との関係〉

策定済み1,364市町村の回答



- □一体的に策定している(地域福祉計画の一部が市町村計画を兼ねている、同じ計画に両計画が含まれる)
- □両計画に共通の内容を記載している
- □地域福祉計画を活用して策定(地域福祉計画策定委員会で検討した内容を活用した等)
- ⑤特に連携、関連していない
- □市町村計画を策定していない
- ■無回答



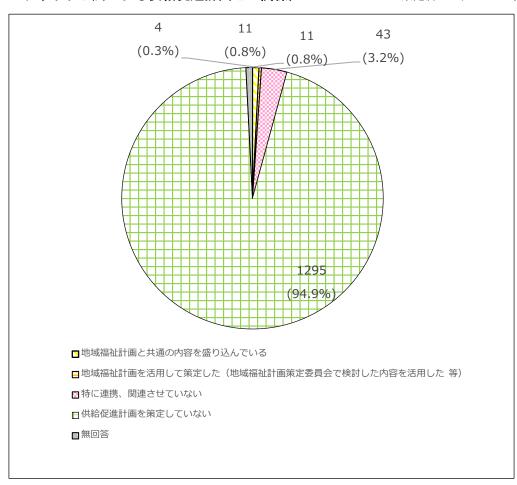
- ■一体的に策定している(地域福祉計画の一部が自殺対策計画を兼ねている、同じ計画に両計画が含まれる)
- ☑両計画に共通の内容を記載している
- □地域福祉計画を活用して策定(地域福祉計画策定委員会で検討した内容を活用した等)
- ☑ 特に連携、関連していない
- □市町村計画を策定していない
- ■無回答

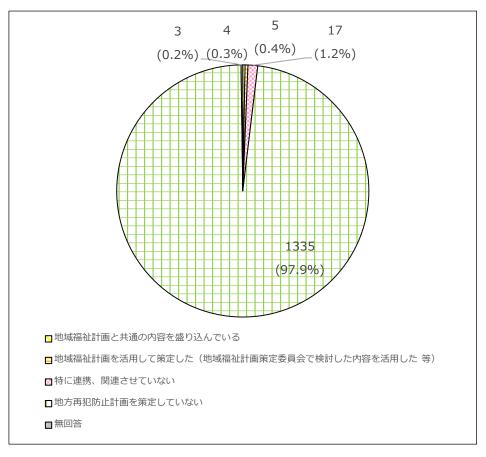
1-10 その他関係する分野の計画との関係について

- 〇 住宅セーフティネット法による供給促進計画との関係については、策定済み 1, 3 6 4 市町村のうち 1 1 市町村(O. 8%)が「地域福祉計画と共通の内容を盛り込んでいる」と回答し、4 市町村 (O. 3%)が「地域福祉計画を活用して策定した」と回答している。
- 〇 地方再犯防止推進計画との関係については、策定済み1,364市町村のうち4市町村(O.3%)が「地域福祉計画と共通の内容を盛り込んでいる」と回答し、5市町(O.4%)が「地域福祉計画を活用して策定した」と回答している。
- 〇 市町村地域防災計画との関係については、策定済み1,364市町村のうち551市町村(40.4%)が「地域福祉計画と共通の内容を盛り込んでいる」と回答し、79市町村(5.8%)が「地域福祉計画を活用して策定した」と回答している。

〈住宅セーフティネット法による供給促進計画との関係〉

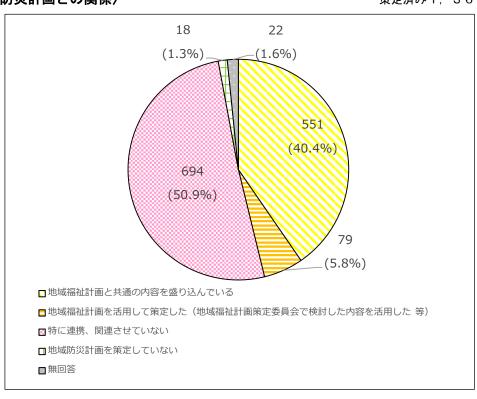
策定済み1,364市町村の回答





〈市町村地域防災計画との関係〉

策定済み1,364市町村の回答



Ⅱ. 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査結果(平成31年4月1日時点)

- 1 策定状況
- 2 内容
- 3 改定状況
- 4 地域福祉支援計画の期間及び進行管理
- 5 地域福祉支援計画への生活困窮者支援方策の盛り込み状況
- 6 都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況
- 7 市町村地域福祉計画の策定の推進及び支援状況

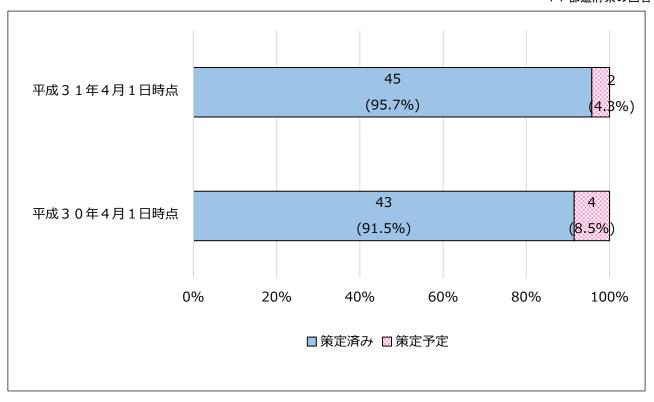
【調査の概要】

- 〇 調査対象 47都道府県
- 〇 回答数 47都道府県(回答率100%)
- 〇 調査時点 平成31年4月1日現在
 - ※ 割合は少数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない部分がある。

Ⅱ-1 策定状況

○ 全47都道府県については、都道府県地域福祉支援計画を策定済みが45都道府県(95.7%)であり、未策定の2都道府県いずれも「策定予定」(令和2年度が計画初年度)と回答している。

47都道府県の回答

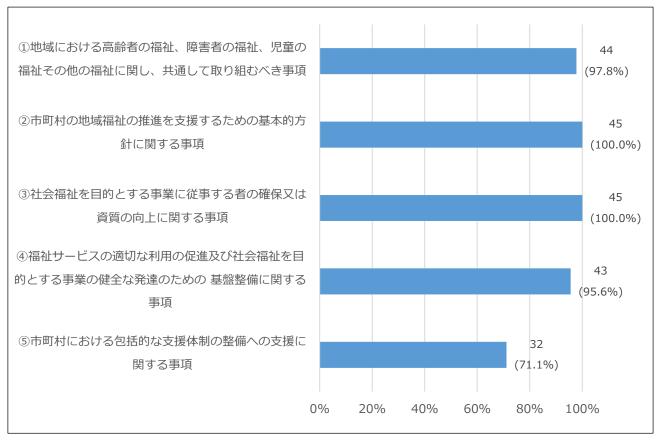


Ⅱ-2 内容

○ 地域福祉(支援)計画の策定ガイドラインで定めている項目のうち、法定上必要となる5項目すべて を計画に位置付けているのは31都道府県(68.9%)にとどまっている。

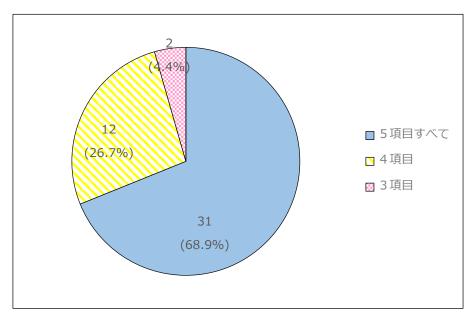
〈項目別策定自治体数〉

策定済み45都道府県の回答



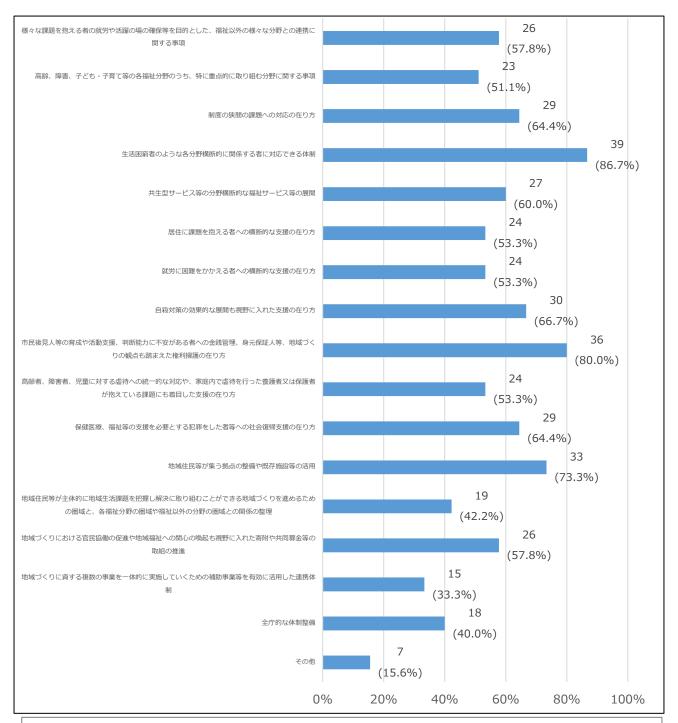
〈策定項目数〉

「策定済み」45都道府県の回答



〈内容詳細〉

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき 事項について 策定済み45都道府県の回答

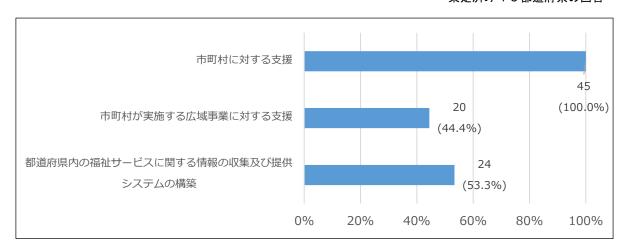


その他の主な回答

- 災害時の要配慮者対策の推進
- 支え合いの地域づくり
- 環境・基盤づくり
- 子どもの貧困対策
- 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進
- 人財づくり
- 民生委員・児童委員の活動への支援
- 福祉教育の推進
- ボランティア活動の推進

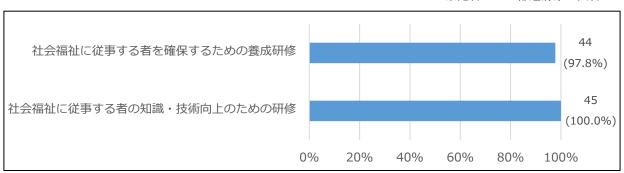
②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

策定済み45都道府県の回答



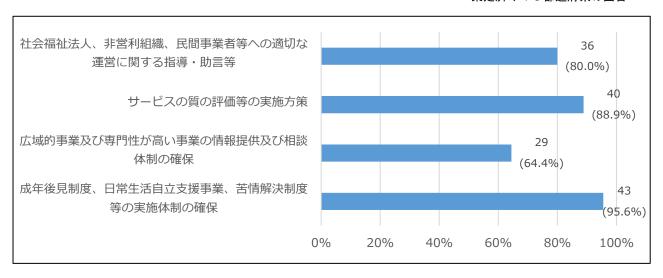
③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

策定済み45都道府県の回答



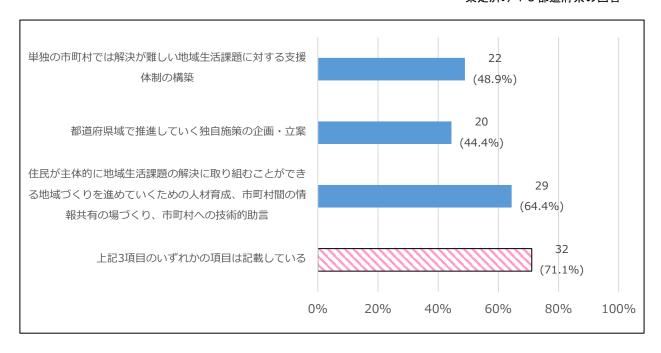
④福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

策定済み45都道府県の回答



⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

策定済み45都道府県の回答

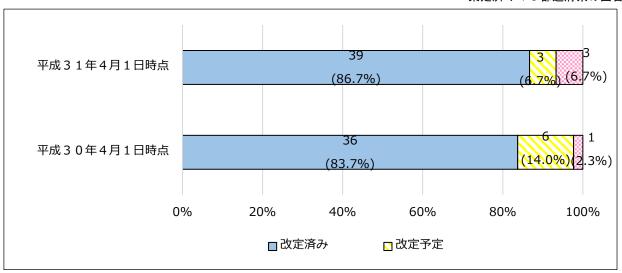


Ⅱ-3 改定状況

○ 「改定済み」と回答した都道府県は約9割であり、そのうち15都道府県(38.5%)が「2回」、 13都道府県(33.3%)が「3回以上」と回答している。

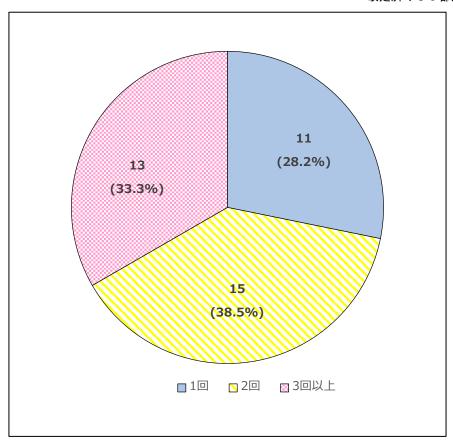
〈改定状況〉

策定済み45都道府県の回答



〈改定回数〉

改定済み39都道府県の回答

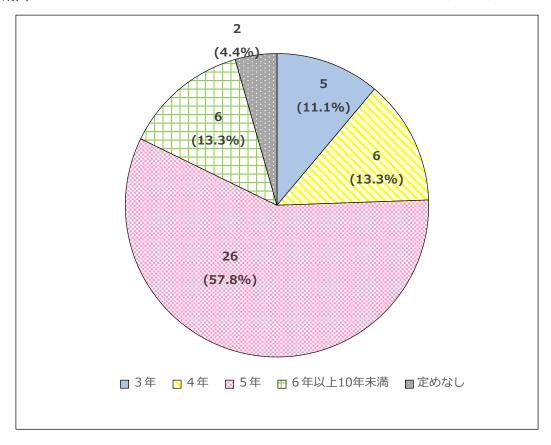


Ⅱ-4 地域福祉支援計画の期間および進行管理

- 計画の期間については、26都道府県(57.8%)が「5年間」となっている。
- 進行管理については、計画を定期的に点検しているのは38都道府県(84.4%)となっており、 そのうち25都道府県(65.8%)が評価実施体制を構築している。評価実施体制を構築している 都道府県のうち、9割以上が年1回以上評価委員会を開催している。

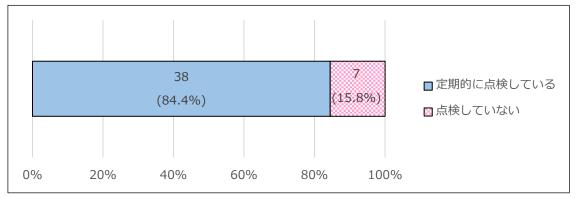
〈計画の期間〉

策定済み45都道府県の回答



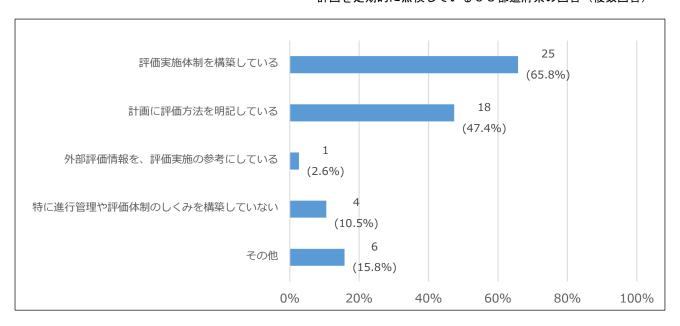
〈計画の点検状況〉

策定済み45都道府県の回答



〈評価体制〉

計画を定期的に点検している38都道府県の回答(複数回答)

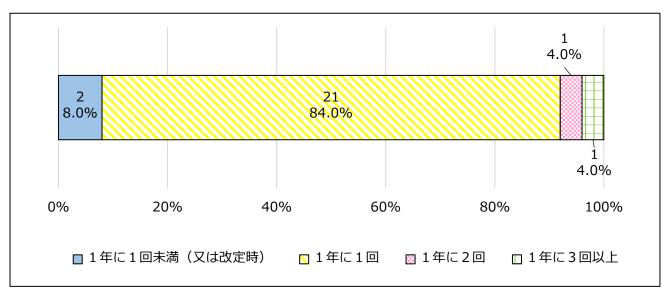


その他の主な回答

- 目標値の進捗状況の確認、点検を行い分析・評価を行っている。
- 毎年度年次レポートを作成し、進行状況や新たな課題に対する取組の方向性を明らかにしている。
- 庁内関係課への取組状況の照会

〈評価委員会の開催回数〉

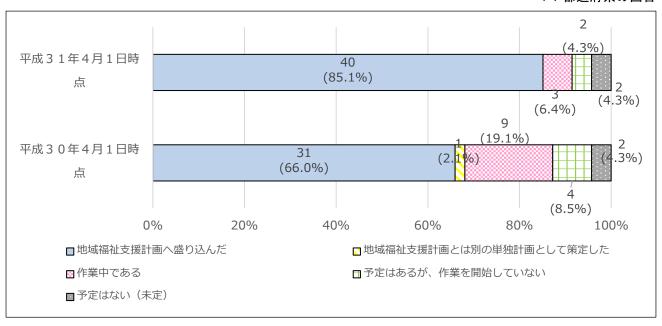
評価実施体制を構築している25都道府県の回答



Ⅱ-5 地域福祉支援計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況

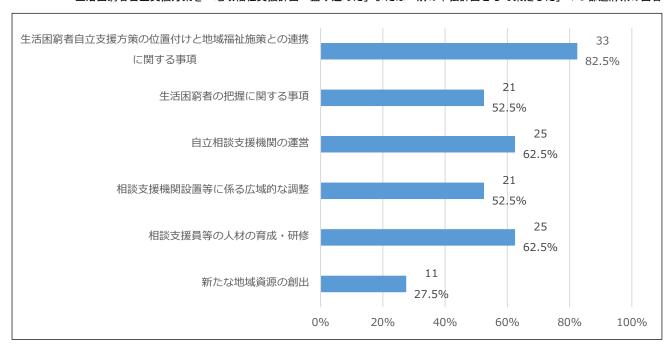
- 全47都道府県のうち生活困窮者自立支援方策を「地域福祉支援計画へ盛り込んだ」と回答したのは40都道府県(85.1%)であり、前回調査と比較して19.1ポイント増加している。
- 「予定はあるが、作業を開始していない」「予定はない (未定)」をあわせると 4 都道府県 (8.5%) となり、前回調査と比較すると 2 都道府県 (4.3ポイント) 減少している。

47都道府県の回答



〈詳細内容〉

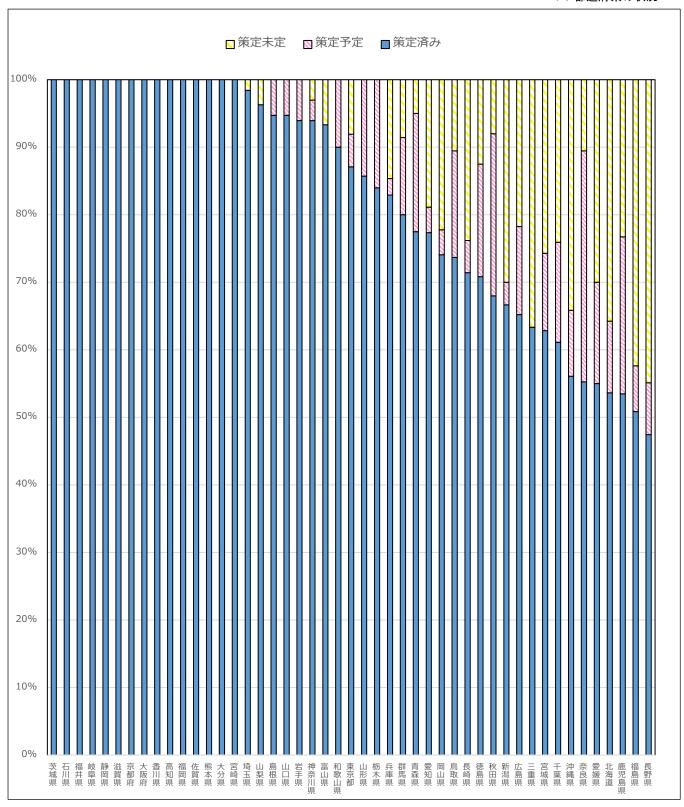
生活困窮者自立支援方策を「地域福祉支援計画へ盛り込んだ」または「別の単独計画として策定した」40都道府県の回答



Ⅱ-6 都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況

○ 市町村地域福祉計画の都道府県間における策定状況には、最大約2. 1倍の差が生じている。

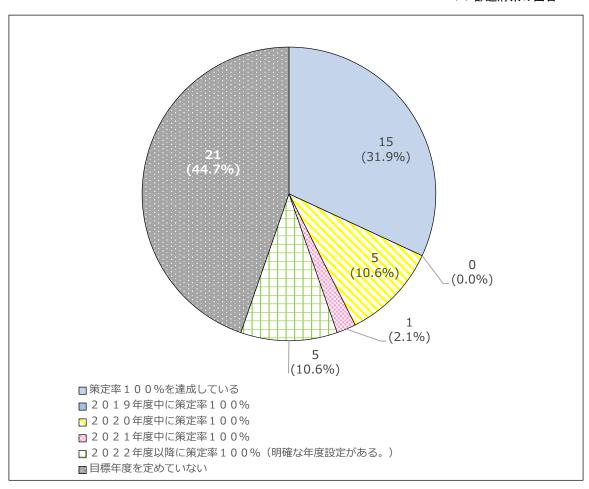
47都道府県の状況



Ⅱ-7 市町村地域福祉計画の策定の推進及び支援状況

- (1) 管内市町村の地域福祉計画策定率100%達成目標年度
- 管内市町村地域福祉計画の策定推進に向け、15都道府県(31.9%)が既に策定率100%を達成している。
- 未達成の32都道府県のうち11都道府県(34.4%)が目標年度を定めているが、21都道府県 (65.6%)が「目標年度を定めていない」と回答している。

47都道府県の回答

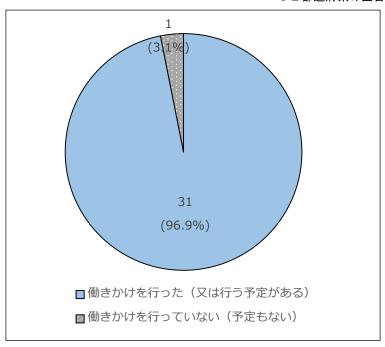


※策定率 1 0 0 %となっているのは、茨城県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県の 1 5 都道府県

(2) 管内市町村に対する助言・支援の実施状況

○ 策定率100%を達成していない32都道府県のうち、31都道府県(96.9%)が管内市町村へ 「策定の働きかけを行った(または行う予定がある)」と回答している。

32都道府県の回答



具体的な働きかけの具体的な内容

- 市町村職員を対象とした会議・研修会等を開催し、策定を働きかけ
- 個別に訪問・連絡し、ヒアリング・アドバイス等を実施
- 福祉計画策定に係る手引き等の作成・配布
- 先行事例や優良事例、策定率を照会し、策定を促進
- 通知・文書等により策定に向けた取り組みを依頼